

1. スプリントの減損について

御社の孫正義社長は、2015年2月10日の記者会見で、スプリントが2014年12月31日に終了した四半期決算で21.3億米ドルの減損損失を計上したことについて、厳粛に受け止めている 会計の形式上、減損したくても計上できないが、実質的には減損すべきだと思っている 経営陣としては減損したつもりで受け止めている と話しています。この点についてお伺いします。

(1) 会計の形式上、減損したくても計上できない というのは何処に根拠があるのでしょうか？ 国際会計基準では、減損の認識は個々の資産ごとに回収可能価額を見積もる必要があるが、個々の見積もりが不可能な場合には、その資産が属するグループ、すなわち、現金生成単位ごとに見積もる となっているので、資金の生成単位を小さくにとって減損をすることを奨励していると考えられます。

答：資金生成単位は原則として途中で変更できるものではありません。ソフトバンクグループでは、買収時点からスプリントを一つの資金生成単位として扱っています。

(2) 孫社長に国際会計基準の知識があるとは思えませんので、誰かが孫社長に、会計の形式上、減損したくても計上できない とレクチャーしたのではありませんか？ 誰が言ったのですか？ 監査業界の専門家は、監査法人がこのようなことを言うことはあり得ないと断言しています。

答：ルールに則って減損テストを行った結果、資金生成単位としてのスプリントの公正価値が帳簿価額を上回ったので減損しませんでした。

(3) 御社の借入金には、金融機関との借入契約上の財務制限条項が付されています。御社がスプリントの のれん 及び関連無形資産の全額減損を行うと財務制限条項に抵触します。孫社長が、減損したくても計上できないという本当の理由は、財務制限条項に抵触するからではないのですか？

答：ルールに則って減損テストを行った結果、資金生成単位としてのスプリントの公正価値が帳簿価額を上回ったので減損しませんでした。

2. アームの減損テストの方法について

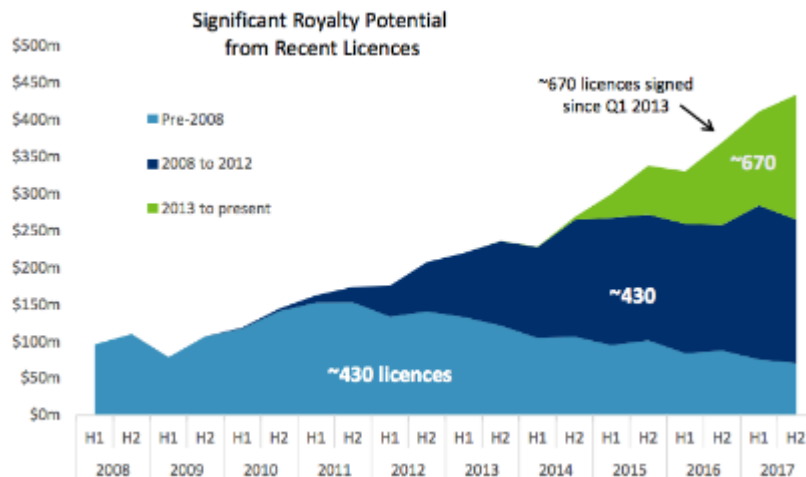
御社は、アームの減損テストの方法として、今後 10 年分の事業計画を基礎としたキャッシュフローの見積を採用しています。また、その後の事業年度については、10 年超のキャッシュフローについて、11 年目は 19%、12 年は 10%の成長率と仮定し、13 年目以降は 2%の成長率で遡増すると仮定しています と有価証券報告書に記載しています。そこで、アームの減損テストの手法についてお伺いします。

(1) 国際会計基準では、減損テストにおける将来キャッシュフローの見積は、より長い期間を正当化できない限り最長で 5 年間 と決められています。御社はアームの減損テストにおいて長期 10 年以上の見積期間を採っていますが、これを正当化できる理由は何なのでしょうか？

答：減損テストにおいて帳簿価額と比較する回収可能価額は資産の①公正価値（処分コスト控除後）と②使用価値のいずれか高いほうの金額と定義されています。②の使用価値は、「より長い期間を正当化できない限り最長で 5 年間」の将来キャッシュフローを使って現在価値を算出します。一方、①の公正価値を算出する上では、「5 年間」などの期限の定めはありません。当社はアームの減損テストを行うに当たって、この①の公正価値を回収可能価額として使用しています。

では、なぜアームの公正価値を算出するに際して、10 年の事業計画を利用しているかといえば、アームのビジネスは非常にライフサイクルの長いものだからです（ビジネスの内容については以下ご参照ください）。例えば最初にテキサス・インスツルメンツと 1993 年に契約を締結したライセンスは、今もってロイヤルティー収入を生んでいます。

以下のグラフにあるとおり、2008 年より前に契約を締結した 430 のライセンスが直近でもロイヤルティー収入の 15%以上を占めています。



〈アームのビジネス〉

アームは主に、低消費電力型マイクロプロセッサおよび関連テクノロジーのデザインなど、半導体の IP（回路の設計情報などの知的財産）のライセンス事業を行っています。その売上高は、（i）アームのテクノロジーのライセンス収入、（ii）ライセンシーによるアームのテクノロジーを用いた製品の出荷に応じて得られるロイヤルティ収入、および（iii）ソフトウェアツールの販売などに伴う収入から成ります。2017年10-12月期のアームの売上高は520百万米ドルで、内訳は（i）のライセンス収入が190百万米ドル、（ii）のロイヤルティ収入が297百万米ドル、（iii）のソフトウェアおよびサービス収入が33百万米ドルです。

（2） 監査法人がこのような超長期の見積を認めるのは異例と思われませんが、監査法人トーマツは、この長期見積期間についてどのような見解を示していますか？

答：監査法人の個別の見解についてはコメントしません。

（3） アームの将来11年目の成長率19%や12年目の成長率10%というのは何処に根拠があるのですか？

答：過去の実績を基にしています。アームは現在IoTをはじめとする分野に事業を拡大しようとしています。既存の事業領域と高い関連性があるため、実績を基に将来の成長率を見積もることは合理性があります。

(4) 13年目以降は2%の成長率で逡増すると仮定していますが、それは12年目の10%が13年目には12%、14年目には14%、15年目には16%、16年目には18%…と成長率が逡増するということでしょうか？

(5) だとするとこの逡増は何処まで行くのでしょうか？ 無限ということでしょうか？

(6) それほど長期の将来事象を合理的に見積もることが、どうして神に非ざる人間にできるのですか？

答：(4) (5) (6) につきまして、以下の通り回答申し上げます。例えば13年目は12%ではなく、2%成長を見込んでいます。13年目以降は、ターミナルバリューの算出として2%の成長率を使っているということです。公正価値測定においてディスカウント・キャッシュフロー（DCF）法を使用しており、ターミナルバリューというのは、予測期間以降のフリーキャッシュフローの現在価値を合計したものを意味します。DCF法による公正価値測定ではターミナルバリューは一定の成長率の仮定に基づいて算定することが極めて一般的です。前述のアームのビジネスモデルを踏まえ、合理的な仮定だと考えています。